

一般社団法人日本看護系大学協議会定款施行細則 変更案

改正案	現状
(削除)	(委員会の設置) 第7条 本会の円滑な遂行を図るため、定款第35条第2項にもとづき、本会に常設委員会と臨時委員会を置く。
(削除)	(常設委員会) 第8条 本会に次の常設委員会を置く。 (1) 高等教育行政対策委員会 (2) 看護学教育質向上委員会 (3) 看護学教育評価検討委員会 (4) 高度実践看護師教育課程認定委員会 (5) 広報・出版委員会 (6) 国際交流推進委員会 (7) データベース委員会 (8) 災害支援対策委員会
(削除)	(臨時委員会) 第9条 臨時委員会の設置・配置等については、理事会で決定する。 2 臨時委員会の構成等は、原則として常設委員会に準ずる。 3 役員選挙を必要とする該当年次に選挙管理委員会を設置する。
(定款施行細則の改正) 第7条 定款施行細則の改正は、社員総会の決議により行う。	(定款施行細則の改正) 第10条 定款施行細則の改正は、社員総会の決議により行う。
※附則への追記 <u>附則 この規程の改正は、2026年7月9日から施行する。</u>	